

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 28 年 3 月 29 日（火）午前 9 時～午前 10 時 37 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：都市整備部長
議 題	1 武蔵村山市第七次交通安全計画（案）について 2 武蔵村山市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（案）について 3 武蔵村山市中期財政計画（案）について 4 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題 1 について：一部修正の上、決定する。 議題 2 について：一部修正の上、決定する。 議題 3 について：一部修正の上、決定する。 議題 4 について：計画の策定に当たり、冒頭の「計画策定に当たって」及び「市長の顔写真」を記載する基準を企画政策課が文書情報課と調整して策定し、統一を図ること。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題 1 武蔵村山市第七次交通安全計画（案）について （総務部長説明） 本計画の策定主旨及び策定経過について説明させていただく。 武蔵村山市交通安全計画とは、市内の交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の交通安全対策基本法に基づき、本市では昭和 61 年度に策定された第一次交通安全計画から 5 年ごとに見直しを図りながら、本市及び関係諸機関により推進されているもので、現行の第六次交通安全計画が本年度末をもって満了となることから、これに引き続く計画として、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年を計画期間とする「武蔵村山市第七次交通安全計画」として策定するものである。 計画の策定に当たっては、武蔵村山市交通安全対策審議会設置条例に基づき、昨年 12 月 4 日に審議会の委員 10 名を委嘱し、市長からの諮問により、12 月、2 月及び 3 月の計 3 回の審議会を開催の上、審議を重ね、3 月 18 日に審議会会長から市長へ答申が行われた。 また、市民へのパブリックコメントについては、第 2 回目の審議

会後の 2 月 12 日から 3 月 11 日まで実施し、郵便による意見を 1 件いただいた。

計画策定の詳細な経過及び本計画（案）の説明等については、防災安全課長から説明申し上げる。

（総務部防災安全課長説明）

本計画の策定経過について説明させていただく。

説明する前に、2 点修正させていただく。23 頁の下から 10 行目及び下から 7 行目に記載している「事業許可」を「事業認可」に修正願う。

交通安全計画は、国が交通安全基本計画を策定し、東京都がこれを指針として東京都交通安全計画を策定する。そして、市区町村は都が策定する交通安全計画を指針として計画策定を行う流れになっている。国の第 10 次交通安全基本計画は、3 月 11 日に作成され、東京都の第 10 次交通安全基本計画は、4 月 7 日に開催される「東京都交通安全対策会議」で決定される予定になっている。

本市の第七次交通安全計画の策定については、昨年 7 月から第六次交通安全計画の修正を始め、関係各課及び北多摩西部消防署に対し、修正依頼を行った。

一方、交通事故発生状況等の統計資料に関しては、第六次交通安全計画まで、東大和警察署に対して、「交通統計資料」の提供依頼を行っていたところ、同資料は、毎月、東京都青少年・治安対策本部を経由して市に配布されていることから、この資料を活用することとし、本文では「警視庁交通部」提供資料として記載することにした。

第七次交通安全計画の素案策定については、市が指針とすべき東京都の第 10 次交通安全基本計画のスケジュールに合わせて進め、昨年 12 月 4 日から審議会を 3 回開催した。40 頁に審議会委員名簿を掲載している。

続いて、本計画（案）の内容について説明する。「武蔵村山市第七次交通安全計画（案）」を御覧いただきたい。

目次は、「第 1 部 総論」、「第 2 部 講じようとする施策」及び「第 3 部 計画の推進体制」の 3 部構成となっている。各項目については、東京都の計画に基づき策定している。また、本計画から、巻末に「資料」として、「交通安全対策基本法（抜粋）」及び「武蔵村山市交通安全対策審議会設置条例」を掲載している。

1 頁からの「第 1 部 総論」の第 1 章は「第 1 節 計画の策定主旨」、「第 2 節 計画の目標」及び「第 3 節 計画の期間等」で構成している。

「第 2 節 計画の目標」の 5 行目を御覧いただきたい。年間の交通人身事故発生件数について、第四次長期総合計画と整合性を図り、計画目標を加えている。

3 頁からの「第 2 章 交通事故の現状」については、「第 1 節 交通環境」及び「第 2 節 交通事故の状況」で構成している。

7 頁から 15 頁まで、各統計資料に基づいた傾向について掲載しているが、本計画では、東京都の計画を参考にして、7 頁には歩行者の交通事故、8 頁には自転車の交通事故、9 頁には二輪車の交通事故、10 頁には四輪車の交通事故といった「状態別死傷者数」を記載している。また、11 頁には「子供の交通事故」、12 頁には「高齢者の交通事故」といった「年齢別死傷者数」に分け、新たに、13 頁では「事故当事者の法令違反状況」、14 頁では「時間帯別死傷者数」、そして 15 頁では、「道路種別死傷者数」を加えた。

16 頁から 36 頁までは「第 2 部 講じようとする施策」を記載している。まず、本計画では、東京都の計画を参考にして、「第 1 章 重点施策」と「第 2 章 分野別の施策」の巻頭に「施策の体系」を掲載した。

「第 1 章 重点施策」は、「第 1 節 高齢者の交通安全の確保」、「第 2 節 自転車の安全利用の推進」、「第 3 節 二輪車の安全対策の推進」及び「第 4 節 飲酒運転の根絶」で構成している。第 1 章においては、各自治体が東京都の計画の「重点課題」の項目をそのまま取り入れている。

22 頁からの「第 2 章 分野別の施策」では、「第 1 節 道路交通環境の整備」、「第 2 節 交通安全意識の啓発」、「第 3 節 救助・救急体制の整備」及び「第 4 節 被害者の支援」で構成している。

37 頁では「第 3 部 計画の推進体制」について記載している。第六次交通安全計画までは、「第 1 部 総論」に掲載していたが、近隣自治体では、最終項に独立させているところが多く、構成の流れもスムーズなので、第 3 部として独立させたものである。

39 頁からの「資料」では、始めに説明したとおり、策定根拠となる「交通安全対策基本法（抜粋）」及び「武蔵村山市交通安全対策審議会設置条例」を加えている。

以上が本計画の内容である。

続いて、パブリックコメントの実施結果について説明する。「別紙」を御覧いただきたい。

実施期間については、2 月 12 日（金）から 3 月 11 日（金）まで行った。意見については、郵便で 1 件いただいた。

意見の概要は、全般に係る意見で、「交通安全と一言にいても、関係機関は多岐にわたるので、関係機関と協力しながら計画を進め

て頂きたい。」という内容である。この意見については、審議会により関係機関との連携は取れていると認められるため、本計画に取り込む内容とは認められなかった。

なお、本計画については、御決定をいただいた後、広資料で配布し、ホームページに掲載を行い、また、庁内情報共有システムなどを通じ、職員への周知を行う予定である。

(質 疑)

- 5点修正等をしていただきたい。1点目は、1頁の「第2節 計画の目標」の2段落目の「武蔵村山市第四次長期総合計画」ではなく、「武蔵村山市第四次長期総合計画後期基本計画」である。2点目は、23頁の「(1) 安全安心な生活道路の構築」ではなく、「(1) 安全安心な道路の構築」なのではないか。3点目は23頁の「ア道路の新設・拡幅整備」について、3月に事業認可された区間があるが、本計画に記載しないのか。4点目は、30頁の(1)の下から2行目の「武蔵村山市」及び32頁の(4)の1行目の「武蔵村山市」については、「本市」ではないのか。30頁及び32頁以外にも「武蔵村山市」と記載されている可能性があるため、精査していただきたい。5点目は、24頁の「エ 道路の整備」については、道路下水道課と調整した結果、4事業が抽出されたと思う。他にも17号線の拡幅整備等があったと思うが、本計画には記載しないのか。
- 1点目については、「武蔵村山市第四次長期総合計画後期基本計画」に修正する。2点目についても「(1) 安全安心な道路の構築」に修正する。3点目については、都市計画課と調整した結果、施政方針と同様にした。4点目については、全て「本市」に修正する。5点目については、関係各課と調整した結果、4事業を掲載した。
- 庁議構成員の発言を聞いている限り、庁議のレベルではなく、調整会議のレベルだと思う。調整会議を行わず、庁議を行うのか。
- 前計画の策定の時と同様であり、調整会議は行わず、庁議を開催した。企画政策課が計画策定の指針を発信していることを承知していたが、前計画と合わせてしまった。
- 24頁の「エ 道路の整備」について、主管課と調整したとのことだが、17号線の拡幅整備等を記載する考えはなかったのか。
- 素案の策定段階で、道路下水道課と調整し、4事業に絞ったという認識である。
- 本計画について、市長の挨拶文に記載していない理由はあるのか。

- 特に理由はない。前計画に至るまで市長の挨拶文は掲載していない。
- 本計画については、市長の挨拶文を掲載しないということか。
- 前計画に至るまで、市長の挨拶文を掲載していないことから、本計画においても市長の挨拶文を掲載することは考えていないが、本会議で御決定いただければ、市長の挨拶文を掲載する。
- 25 頁の下から 5 行目に「大型商業施設周辺地区におけるまちづくり方針は、賑わいと活気にあふれる都市空間の形成と、アメニティのある質の高い生活空間の形成を目標としています。」とあるが、上位計画に記載している文言なのか。「アメニティ」という文言が市民に対して若干伝わりにくいと思う。
- 25 頁の下から 5 行目の文言については、まちづくり方針の引用である。「アメニティ」という文言については、都市計画課と調整させていただく。
- 4 点修正していただきたい。1 点目は、25 頁の「(4) 交差点対策」の 2 行目については改行せず、「そこで、」を追加し、1 行目とつなげたほうが分かりやすい。2 点目は、「4 適切な交通規制と道路交通の円滑安全化」の 2 行目については改行せず、「また、」を追加し、1 行目とつなげた方が分かりやすい。3 点目は、30 頁の「イ 小学校」の 2 行目については改行せず、1 行目とつなげたほうが分かりやすい。また、4 行目の「高学年は」の前に、「また」と記載したほうが分かりやすいと思う。4 点目は、20 頁の「(1) 学校における交通安全教育」の 2 行目の「身につけさせるために」の「つけさせる」を漢字にした方がよろしい。
- 了解した。

(結 果)

一部修正の上、決定する。

議題 2 武蔵村山市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（案）について

(総務部長説明)

武蔵村山市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（案）については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、計画の策定が義務付けられたもので、3 回の策定委員会を経て 3 月 24 日に市長に報告した。この原案の内容について決定するため、付議するものである。

資料に基づく内容については、職員課長から説明させていただく。

(総務部職員課長説明)

武蔵村山市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(案)について、説明申し上げます。

本計画は、昨年9月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(通称、女性活躍推進法)」が制定され、女性の活躍を推進するために、国や地方公共団体などに、策定が義務付けられたものである。

昨年3月に、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員の子育て環境の整備や仕事と子育ての両立のための取組についての行動計画として、第三期の特定事業主行動計画を策定したが、これとは別に新たに計画を策定することになった。これらの計画は一部重なる部分があるため、本日お諮りする計画案は、次世代育成対策推進法に基づく第三期特定事業主行動計画を踏まえながら、取りまとめている。

計画の原案の策定に当たっては、各行政委員会の職員、職員組合からの委員を含む策定委員会を組織して、3回にわたって案の検討を行っている。

配布している「武蔵村山市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(案)」を御覧いただきたい。

本計画案の全体構成については、まず、計画の目的と期間、推進体制について記載し、次に、女性職員の活躍を推進していくための具体的な数値目標と取組及び実施時期について記載した。取組については、「職員の採用」、「仕事と家庭の両立」、「時間外勤務の縮減」及び「育成、登用及び配置」の4つに分け、整理をしている。最後に、参考資料として策定委員会の設置要綱、委員名簿及び検討経過を添付している。

3頁の「はじめに」では、計画を策定した背景等について記載し、最後に市長、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会及び農業委員会の記名をしている。本計画は、基本的に各事業主単位で策定することとされているが、連名で策定することも可能であるとされているので、「はじめに」で明らかにしたものである。

5頁の「1 計画の目的」では、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画であることを明示し、「女性職員がその個性と能力を十分に発揮し、活躍できる環境づくりに向け、迅速かつ重点的に取組を進めていくこと」を計画の目的とした。

次に、「2 計画の期間」については、女性活躍推進法が平成37年度までの10年間の時限立法であるため、5年間で1度区切りをつけ、計画の進捗を検証し、必要な見直しを図りたいと考え、計画期間を平成28年度から平成32年度までの5年間としている。

次に、「3 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備」については、取組の実施状況及び数値目標の達成状況の点検評価などを行い、計画を推進するための体制として、庁内に本計画の推進委員会を設置することとした。委員会を設置して、客観的に、確実に計画を推進していきたいと考えている。

次に、「4 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標」である。

まず、目標1の「平成32年度までに、管理職にある職員に占める女性割合を15%以上にする。」である。女性の管理職は、平成26年4月1日現在、3人で、管理職全体に占める割合が5.9%である。平成27年4月1日現在、4人で、管理職全体に占める割合が7.4%である。26市と比較しても本市は低い状況にあることから、改善の必要がある課題として捉えた。管理職となり得る女性の主査が、管理職試験を受験できる経験年数である5年の要件を満たすためには、現在、主査職でなければならず、定年退職となる者もいるため、在籍する全ての主査が平成32年度までに全て試験を合格して管理職になったとしても最大約20%なので、現実的な目標としては15%が妥当なところであると判断し、目標設定をした。

次に、目標2の「平成32年度までに育児休業を取得する男性職員の割合を10%以上にする。」である。平成26年度の男性の育児休業取得率が0%であったこと、これまで実績がほぼないことなどを踏まえ、目標として設定した。なお、この目標については、本市の男女共同参画計画において、既に目標として掲げてあり、男女共同参画計画と整合を図った目標となっている。

次に、目標3の「平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の育児参加休暇の取得割合を20%以上にする。」である。育児参加休暇とは、妻が出産する場合で、小学校に入る前の子を養育するため、一年度につき5日取得できる休暇のことで、平成26年度の取得率が0%であり、実績がほぼないことを踏まえ、設定した。

次に、「5 女性職員の活躍の推進に向けた取組及び実施時期」では、数値目標を達成し、女性の活躍を推進していくための取組を掲げている。「職員の採用」、「仕事と家庭の両立」、「時間外勤務の縮減」及び「育成、登用及び配置」の4つに分け、それぞれ内容、目標及び実施時期を記載している。なお、取組の見出しの「※」については、次世代育成支援対策推進法に基づき、昨年3月に策定した本市の第三期特定事業主行動計画にも位置付けられている取組である。これは計画の目的が、元々、双方で重なる部分があるため、取組が重複したものである。

取組の内容等について、説明させていただく。

「(1) 職員の採用」である。

「ア 職員採用説明会への女性職員の参加」では、職員採用説明会に女性職員を参加させて、女性の視点での仕事の魅力等について説明するものである。既に実施しているので、目標は充実としており、実施時期は平成 28 年度である。

「イ 職場の子育て環境についての広報」では、職員採用のパンフレットやホームページを通じ、女性職員の声や子育てを支援するための制度を紹介する。既に実施しているので、目標は充実としており、実施時期は平成 28 年度である。

次に、「(2) 仕事と家庭の両立」である。

「ア 男性職員の家事・育児の参加促進」では、参考事例の紹介等を行い、男性職員の家事・育児参加を促進している。目標は実施としており、実施時期は平成 28 年度である。

「イ 育児休業等を利用した職員の適正な取扱い」では、育児休業等をして昇任等で不利益にならないよう徹底を図る。既に実施しているので、目標は継続としており、実施時期は平成 28 年度である。

「ウ 出産前後の女性職員に対する相談支援」では、出産前後の不安を抱えた女性職員に対して相談支援を行う。目標は実施としており、実施時期は平成 29 年度である。

「エ 育児休業の経験談などの情報提供」では、育児休業等をしている職員に参考となる過去の経験談などの情報提供を行う。目標は実施としており、実施時期は平成 30 年度である。

「オ 職場復帰の支援」では、育児休業等からの復職の際に、十分な事務引継や業務分担の配慮などを行い、円滑に職場に復帰できるよう支援を行う。既に実施しているので、目標は充実としており、実施時期は平成 31 年度である。

「カ 妻の出産休暇及び育児参加休暇の取得促進」では、男性職員に妻の出産休暇や育児参加休暇の取得を促している。既に実施しているので、目標は充実としており、実施時期は平成 31 年度である。

「キ 育児休業等の制度の周知」では、育児休業等の制度について、職員に周知を図っている。既に実施しているので、目標は充実としており、実施時期は平成 31 年度である。

次に「(3) 時間外勤務の縮減」である。

「ア 時差勤務制度の導入」では、ワーク・ライフ・バランスの実現や時間外勤務の抑制を図ることなどを目的に、時差勤務制度の導入を図る。目標は実施としており、実施時期は平成 28 年度である。

「イ 時間外勤務縮減に向けた管理職の研修の実施」では、管理職に対し、時間外勤務縮減について意識の徹底を図り、マネジメント力を強化するための研修を実施する。目標は実施としており、実施時期

は平成 30 年度である。

「ウ ノー残業デーの実施」では、これまでと同様、毎週水曜日など、ノー残業デーに定時退庁の徹底を図る。目標は継続としており、実施時期は平成 31 年度である。

「エ 職員の時間外勤務等を制限する制度の周知」では、小学校入学前の子どものいる職員に時間外勤務等を制限できる制度について周知を図る。目標は継続としており、実施時期は平成 31 年度である。

「オ 業務処理の効率化」では、マニュアルを作成し、仕事の進め方を見直して、業務処理を効率化して時間外勤務の縮減を図る。目標は継続としており、実施時期は平成 31 年度である。

次に、「(4) 育成、登用及び配置」である。

「ア 女性職員の管理職への登用」では、管理職となる女性職員の育成を図り、管理職に積極的に登用するものである。目標は実施としており、実施時期は平成 28 年度である。

「イ 多様な部署への女性職員の配置」では、女性職員の配置が少なかった職場などに女性職員を積極的に配置する。目標は実施としており、実施時期は平成 28 年度である。

「ウ 女性職員の外部研修への派遣」では、キャリアアップについての意識啓発やリーダーシップ等の手法を学ぶため、外部研修に女性職員を派遣する。目標は実施としており、実施時期は平成 31 年度である。

以上 17 項目を女性職員の活躍の推進に向けた取組として掲げさせていただいた。

次に、11 頁から 16 頁である。策定委員会に関する参考資料として、13 頁及び 14 頁に委員会設置要綱、15 頁に委員名簿、16 頁に検討経過を添付している。

計画案の内容については以上である。

なお、本計画については、御決定をいただいた後、広資料で配布し、ホームページに掲載を行い、また、庁内情報共有システムなどを通じ、職員への周知を行う予定である。

(質 疑)

- 2 点修正等していただきたい。1 点目は、先程の「第七次交通安全計画」の 30 頁の「(1) 交通安全教育の推進」の 1 行目では、「一人ひとり」と記載しているが、本計画の 3 頁の 4 段落目の 1 行目では、「職員一人一人」と記載しているので、統一していただきたい。2 点目については、3 頁の下から 2 行目の「ワーク・ライフ・バランス」については、一般的に定着してきている表現なので、このような表記の仕方でも構わないのではないか。

- 1点目については、上位計画と整合を図らせていただきたい。
2点目については、原案のとおり表記したいと考えている。
- 「ワーク・ライフ・バランス」と「仕事と生活の調和」を逆にした方がいいのではないかな。
- 修正する。
- 頁の振り方を修正していただきたい。
- 修正する。
- 3頁の「はじめに」では、なぜ連名となっているのか。
- 各行政委員会で定める必要があることから、連名で記載した。
- 8頁の「ウ ノー残業デーの実施」の実施時期については、平成31年度ではなく、平成32年度ではないのか。
- 9頁に記載しているが、昨年策定した次世代育成対策推進法に基づく第三期特定事業主行動計画において、目標としており、第三期特定事業主行動計画と整合を図っている。
- 7頁の「オ 職場復帰の支援」については、平成32年度までの計画であるが、実施時期は平成31年度までとなっている。平成32年度はどうするのか。次世代育成対策推進法に基づく第三期特定事業主行動計画に合わせなくてもいいのではないかな。
- 次世代育成対策推進法に基づく第三期特定事業主行動計画では、平成31年度まで充実としていることから本計画についても平成31年度まで充実としている。平成32年度については、継続ということになる。
- 原案のとおり、平成31年度でよろしいかな。
- よろしい。
- 9頁の「ア 女性職員の管理職への登用」と「ウ 女性職員の外部研修への派遣」については、同様であると思うが、意味が違うのかな。
- 「ア 女性職員の管理職への登用」の趣旨は、積極的に登用するという認識であり、「ウ 女性職員の外部研修への派遣」の趣旨は、ボトムアップを図り、キャリアアップの意識を高めるという認識である。
- 「ア 女性職員の管理職への登用」について、積極的に登用するということだが、どういうことを想定しているのかな。
- 国において、女性職員の管理職へ積極的に登用するという表現を用いていることから、本計画においても積極的に登用するという文言を使用した。女性職員が積極的に管理職の試験を受けていただき、人材育成を図っていきたいと思っている。
- 「ア 女性職員の管理職への登用」と「ウ 女性職員の外部研修への派遣」は違うということか。

- そのとおりである。
- 「ウ 女性職員の外部研修への派遣」については、平成 31 年度から実施するのか。
- 平成 31 年度から実施したいと考えている。費用や派遣先等を勘案し、平成 31 年度とした。
- 外部研修については費用が発生するのか。
- 職員研修所で行っている研修については費用が発生しないが、キャリアアップに関する研修については職員研修所で行っていないことから、講師等を招くことになるので、費用が発生することになる。
- 本計画では、平成 32 年度までに、管理職にある職員に占める女性割合を 15%以上にするとということで、残り少ない期間で人材育成に取り組むということだが違う方法にできないのか。
- 「ウ 女性職員の外部研修への派遣」の実施時期を平成 31 年度に設定したのは、平成 28 年度から平成 30 年度までの実施計画の枠が決定していることから、平成 30 年度以前に実施時期を設定することができない。平成 31 年度に設定することで、㊸実施計画に掲載することができる。実施計画に掲載しない費用で実施することができれば、平成 30 年度以前に実施できると思う。
- 実施計画に掲載するほどの費用が発生するとは思えない。実施時期については早めていいのではないか。
- 実施時期については、平成 29 年度に設定する。

(結 果)

一部修正の上、決定する。

議題 3 武蔵村山市中期財政計画（案）について

(企画財務部財政担当部長説明)

本市の財政状況と今後の見通し（平成 28 年度から平成 32 年度）について、説明する。

説明をする前に、2 点修正させていただく。1 点目は、16 頁の 4 段落目の 3 行目の「平成 30 年度以降」を「平成 30 年度及び平成 31 年度」に修正し、2 点目は、16 頁の 4 段落目の 4 行目の「平成 29 年度」を「平成 29 年度及び平成 32 年度」に修正願う。

目次では、本計画の概要を説明しており、大項目として、5 項目設定している。

1 項目目は「I 財政計画の意義・目的」とし、「1 財政計画策定の意義」及び「2 財政計画策定の目的」の 2 つの単元に区分している。

2 項目目は、「Ⅱ 計画策定の基本的な考え方」とし、「1 計画期間」、「2 会計単位」、「3 計画の見直し」及び「4 歳入・歳出の試算方法」の4つの単元に区分している。

3 項目目は、「Ⅲ 本市の財政状況について」とし、「1 主な歳入の状況」、「2 主な歳出の状況」、「3 基金の状況」、「4 市債残高の状況」及び「5 主要な財政指標等の状況」の5つの単元に区分している。

4 項目目は、「Ⅳ本市の財政見通し（平成28年度～平成32年度）」とし、「1 推計方法」、「2 財政見通し」及び「3 財政見通しの概要と課題」の3つの単元に区分している。

5 項目目は、「Ⅴ 財政見通しの課題等に係る対応策」とし、「1 適切な財政運営」及び「2 財政基盤の充実」の2つの単元に区分している。

なお、対応策の項目は、第四次長期総合計画後期基本計画上の項目及び第六次行政改革大綱上の項目に準拠して設定している。

1 頁は「Ⅰ 財政計画の意義・目的」を記載している。

「1 財政計画策定の意義」については、日本経済の状況を3月23日公表の月例経済報告、国及び地方の長期債務残高との観点から記載し、本市の財政状況に言及している。財政運営上の中期的な計画策定の必要性にも記載している。

「2 財政計画策定の目的」については、健全な財政運営堅持のため、3つの視点を持って策定する。

2 頁の「Ⅱ 計画策定の基本的な考え方」では「1 計画期間」、「2 会計単位」、「3 計画の見直し」及び「4 歳入・歳出の試算方法」の4項目を記載している。

「1 計画期間」では、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

「2 会計単位」では、原則として一般会計を単位とする。

「3 計画の見直し」では、5年間の計画を策定するが、ローリング版を毎年発行することを考えている。

「4 歳入・歳出試算方法」では、歳入は予算科目別のそれぞれの算定方法に基づいて試算し、歳出は性質別で試算する。

3 頁の「Ⅲ 本市の財政状況について」では、平成26年度決算を前年度との比較を含め現状を記載している。主な項目として、市税、地方交付税、国庫支出金、都支出金及び市債の状況を示している。

4 頁の「一般会計歳入決算の推移（平成17年度、平成22年度～平成26年度）」では、10年前の状況を踏まえ、平成17年度と平成22年度から平成26年度までの歳入の決算推移として整理している。平成17年度と平成26年度の規模の差は、49億700万円、21.0%の増と

なっている。

「2 主な歳出の状況」では、人件費、扶助費、公債費及び物件費の説明を記載している。

5 頁の「一般会計性質別決算の推移」では、平成 17 年度と平成 22 年度から平成 26 年度までの歳出の決算推移として整理している。平成 17 年度と平成 26 年度の規模の差は、51 億 1,100 万円、22.5%の増となっている。

6 頁及び 7 頁では「3 基金の状況」、「4 市債残高の状況」及び「5 主要な財政指標等の状況」を記載している。

「3 基金の状況」及び「4 市債残高の状況」については、平成 17 年度と平成 22 年度から平成 26 年度までの推移を記載しており、「5 主要な財政指標等の状況」については、「26 市平均」を記載している。

財政調整基金残高については、平成 17 年度から平成 23 年度にかけて減少したが、平成 24 年度以降は微増という状況である。第五次行政改革大綱における財政調整基金の数値目標は、平成 27 年度までに、標準財政規模の 5%としていたが、平成 27 年度最終補正予算時には、4.8%であり、目標を達成できなかった。今後は、第六次行政改革大綱の数値目標である標準財政規模の 10%達成に向けて、計画的な積立が必要となる。

市債残高については、臨時財政対策債が増加しており、今後とも留意が必要である。

8 頁の「公債費負担比率の推移」では、26 市との比較をしており、本市は 26 市の平均を下回っている。財政力指数において、本市は 0.8 から 0.9 の間で推移しているが、26 市平均を下回っている。

9 頁から 12 頁の「IV 財政見通し（平成 28 年度～平成 32 年度）」の「1 推計方法」を記載している。財政見通しの試算方法については、平成 27 年度一般会計当初予算額をベースに⑳実施計画時の財政フレームを基本として試算している。

13 頁では「2 財政見通し」について記載している。歳入について、平成 31 年度は前年度減となっており、歳出について、平成 30 年度及び平成 31 年度は前年度減となっている。

14 頁の歳入・歳出かい離額を御覧いただきたい。平成 29 年度及び平成 32 年度は歳出超過であり、平成 30 年度及び平成 31 年度は歳入超過になる見込みである。

14 頁及び 15 頁の「3 財政見通しの概要と課題」では、「(1) 歳入の見通しについて」、「(2) 歳出の見通しについて」、「(3) 市債残高の見通しについて」及び「(4) 財政見通しの課題」を記載している。

「(1) 歳入の見通しについて」では、歳入の根幹となる市税は、

平成 30 年度の評価替えをマイナスに試算し、その他の年度はほぼ変わらないこととしている。国・都支出金は、扶助費の増加及び投資的経費の影響によるものの平成 31 年度以降は減少すると試算している。市債は投資的経費や臨時財政対策債を加味して試算している。

「(2) 歳出の見通しについて」では、義務的経費の人件費は平成 31 年度まで増加傾向で、扶助費は生活保護費及び障害者自立支援給付費等により増加し、投資的経費は、第 12 号線拡幅事業等大規模事業等により平成 30 年度までは増加傾向と試算している。また、その他に含まれる積立金は多摩都市モノレールの延伸を見据えた基金積立額の増額により増加するものと試算している。

「(3) 市債残高の見通しについて」では、市債残高は、公債費負担比率の上で、他市に比べ低い割合となっているものの増加傾向で推移している。

「(4) 財政見通しの課題」において、平成 29 年度は、約 1 億 4,500 万円の歳入不足、平成 32 年度も約 1 億 2,000 万円の歳入不足と見込んでいる。予算ベースであるため、各年度の決算剰余金が見込めるものの決算剰余金を加味していない。また、近年の社会経済情勢の変化の大きさ等の不測の事態に備える意味でも「適正な財政運営」及び「財政基盤の充実」を踏まえた財政運営が求められる。

16 頁から 18 頁までは「V 財政見通しの課題等に係る対応策」を記載している。第四次長期総合計画後期基本計画における施策の体系に準拠して、「適正な財政運営」と「財政基盤の充実」の二つを柱としている。

「1 適正な財政運営」では、「(1) 財源の計画的、効率的な運用」、「(2) 予算執行管理の効率化」、「(3) ファシリティマネジメント等の促進」及び「(4) 施策等の評価」を記載しており、具体施策については、第四次長期総合計画後期基本計画に準拠している。

「2 財政基盤の充実」では、「(1) 自主財源の確保」、「(2) 依存財源の確保」、「(3) 受益者負担の適正化」及び「(4) 基金の活用」を記載しており、具体施策については、第四次長期総合計画後期基本計画に準拠している。

なお、具体施策の補足事項については、第六次行政改革大綱に位置付けられている事項を記載している。

説明については以上である。

なお、更新間隔についてはローリングを想定しているため、毎年度更新していく予定である。有償頒布については、白黒で印刷をして、有償頒布は行わない。公開方法については、市政情報コーナー等に掲載し、市ホームページにも掲載する。

(質 疑)

○ 15 頁の「(3) 市債残高の見通しについて」の上から 4 行目に「市債残高は増加傾向で推移」と記載している。市債残高等の見通しの表の平成 30 年度及び平成 31 年度において、元金償還金が増加し、市債残高が減少しているにもかかわらず、「市債残高は増加傾向」と記載しているが、どういうことか。

● 市債残高を計算していく上で、当初、平成 31 年度の市債残高は増加傾向であったが、最終的に平成 31 年度の市債残高は減少傾向となる結論に至った。市債残高等の見通しの表と説明文の整合が取れないので、説明文を修正する。説明文は、平成 29 年度までは増加傾向となり、平成 30 年度以降は減少傾向という文言に修正したい。

15 頁の「(3) 市債財高の見通しについて」及び表の「市債財高等の見通し」については、「財高」を「残高」に修正していただきたい。

○ 決算については決算統計を使用しているが、普通会計ではなく、一般会計に置き換えて記載しているのか。普通会計ベースの総務省の決算統計資料と若干数字が違っている。

● 5 頁の「一般会計性質別歳出決算の推移」のことであると思うが、決算統計資料を使用している。

○ 決算関係は普通会計で、ここ 5 年間は普通会計という記載にした方がよろしいかと思う。

● 修正する。

○ 14 頁の「(1) 歳入の見通しについて」の上から 3 行目の「地方消費交付金」を「地方消費税交付金」に修正していただきたい。

● 修正する。

○ 18 頁の「(4) 基金の活用」の補足説明で、「財政調整基金残高に努めます。」と記載しているが、一般的に意味は通じるのか。

● 「財政調整基金残高の確保に努めます。」に修正する。

(結 果)

一部修正の上、決定する。

議題 4 その他

○ 武蔵村山市中期財政計画については、「計画の策定にあたって」及び「市長の顔写真」が掲載されているが、武蔵村山市第七次交通安全計画及び武蔵村山市女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画については、掲載されていないので、統一を図っていただきたい。企画政策課で基準を策定していただきたい。

